

# 札幌市からのお知らせ

## 従業員の方の個人住民税は給与から特別徴収してください。

### ●札幌市では、個人住民税の特別徴収を徹底しております

以下の事由に該当しない場合は、原則として特別徴収としていただく必要がございます。

<例外として普通徴収が認められる事由>

- (1) 毎月の給与が少なく個人住民税を引ききれない
- (2) 給与の支払いがなく個人住民税を引けない月がある
- (3) 前年中の給与支払額が100万円以下である
- (4) 事業専従者である（個人事業主が営んでいる事業所のみ対象）
- (5) 他の事業者で特別徴収を実施する（所得税の乙欄適用者など）
- (6) 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定である

### ●特別徴収を始めるための手続きについて

令和3年分の給与支払報告書を提出いただく際に、総括表の報告人員欄に特別徴収者と普通徴収者の人数内訳を記入し、個人別明細書は特別徴収者と普通徴収者に区分して添付してください。

なお、eLTAXを利用して給与支払報告書を提出する場合は、個人別明細書ごとに特別徴収か普通徴収かを選択することとなります。

### ●特別徴収を実施しない場合は「特別徴収実施困難理由書」の提出をお願いいたします

従業員の方全員分の給与支払報告書を「普通徴収」として提出する場合は、「特別徴収実施困難理由書」の提出をお願いいたします。

※ 「特別徴収実施困難理由書」の提出がない場合、普通徴収として提出された方に関して特別徴収に切り替えて税額決定通知書をお送りする場合がございますので、御注意願います。

「特別徴収実施困難理由書」の様式については、札幌市ホームページからダウンロードいただくか、札幌市中央市税事務所特別徴収係（TEL：011-211-3075）に御連絡ください。

#### \*様式ホームページ

  で検索

## 給与支払報告書の提出等は eLTAX（エルタックス）が便利です。

### ●eLTAX（エルタックス）とは

インターネットを利用して電子的に地方税の手続きを行うことのできるポータルシステムです。札幌市では、給与支払者の皆様の申告事務の負担軽減を図るため、eLTAX による給与支払報告書や異動届出書等の電子申告を導入しております。

無償の eLTAX 対応ソフトウェア（PCdesk）や、市販の税務・会計ソフト（eLTAX 対応のソフトウェアに限ります）を使って自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じてお手続きいただけます。

### ●eLTAX または光ディスクでの給与支払報告書の提出義務について

令和 4 年度（令和 3 年分）の給与支払報告書の提出について、令和元年分の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が 100 枚以上であった場合には、eLTAX または光ディスク等で提出する必要があります。

※ 前々年の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が基準以上となる場合は、給与支払報告書を eLTAX または光ディスク等で提出するよう義務化されています。

### ●地方税共通納税システムについて

令和元年 10 月より、地方税共通納税システムの運用が開始されたことに伴い、特別徴収の納入手続きがインターネットを通じて行うことができるようになりました。

従来は、納入書を使用し、金融機関等の窓口にて納入手続きを行っていただいておりますが、地方税共通納税システムを用いれば、インターネットからの納入手続きが可能となるため、金融機関へ足を運ぶ必要がなくなります。

また、一度の手続きで複数の地方公共団体への納入も可能となります。

なお、手数料は無料となっておりますので、どなたでもお気軽に御利用いただけます。

詳しくは、下記の eLTAX ホームページを御覧ください。

\* eLTAX ホームページ（地方税共同機構）☞ <<https://www.eltax.lta.go.jp/>>